

竹本事務所

次世代法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年5月1日～令和10年4月30日までの5年間
2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（次世代法に基づく一般事業主行動計画目標）

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<実施時期・取組内容>

- 令和5年5月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和5年6月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画目標）

全社員に占める女性の割合を30%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和5年5月～ 女性からの応募を増やすため、求人活動において積極的な広報を行う。
- 令和5年6月～ 仕事と育児の両立を支援するため、定期的に管理職に対して法律に基づく育児関連制度の周知と意識啓発を実施する。